

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数
インターネット情報配信サービス「iJAMP」による情報提供	支出負担行為担当官 観光庁次長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.1	株式会社時事通信社 東京都中央区銀座5丁目15番8号	7010001018703	本契約の対象である「iJAMP」は、株式会社時事通信社が独自に取材・編集・配信している行政専門情報サービスである。1952年創刊の「官庁速報」を基盤とする独自コンテンツを有しており、同一内容を他の事業者が提供することはできない。また、国の政策動向や制度改正、中央省庁および地方自治体の人事情報、大臣・首長会見の詳報等、行政実務に不可欠な情報を一元的かつ体系的に提供している点に特徴がある。 さらに、LGWANを含む行政利用に適した提供形態となっており、庁内における効率的な情報共有を可能としている。これらの特性から、「iJAMP」は他の事業者による代替が困難な行政専門情報サービスであり、提供者を比較して選定することが実質的にできないことから、当該サービスを提供している株式会社時事通信社と随意契約を締結するものである。 根拠条文： 会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合	4,752,000	4,752,000	100%	
旅行・観光消費動向調査(2026年1-3月期分)の実施に係る業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.1	株式会社エイジェック 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル46階	3011101036128	統計法に基づく一般統計調査である「旅行・観光消費動向調査」では、日本国民がどの程度旅行を行い、旅行にてどのような消費活動を行ったかについての実施を把握することを目的として毎年四半期ごとに調査を実施している。 調査対象者(個人)の選定は、調査設計に基づき選定した対象自治体の住民基本台帳を閲覧することにより抽出しており、毎年4月から5月の間に抽出した調査対象者リストは、調査対象年度の4-6月期調査(同年7月実施)から翌年1-3月期調査(翌年4月実施)まで用いる必要がある。 住民基本台帳の閲覧事項は、住民基本台帳法第11条の2の第7項により、住民基本台帳の閲覧の申出時に当該申出者が指定した者(この場合2025年度契約の「旅行・観光消費動向調査の実施に係る業務」の受注者)以外は取り扱うことができないとされているため、他の事業者による調査対象者リストを引き継ぐことは不可能である。 また、調査対象者リストは無作為抽出により選定しているため、他の者が住民基本台帳を閲覧し同一の調査対象者リストを再現することも不可能である。 以上の理由により、2025年度の「旅行・観光消費動向調査の実施に係る業務」の受注事業者と契約する以外に本業務を実施する方法がないため、同事業者と随意契約を締結するものである。 根拠条文： 会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合	39,325,000	39,325,000	100%	
令和8年度 特定複合観光施設区域整備に関する重要事項の検討に係る法制支援業務(単価契約)	支出負担行為担当官 観光庁次長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.1	弁護士児島幸良 東京都港区西新橋1-2-9	-	当該者は、特定複合観光施設(IR)区域整備に関する法令及びIR事業に精通し、IR推進法及びIR整備法の法案作成の専門的な検討業務に携わったという豊富な経験を有しているとともに、民事法、金融関係法令、外国法についても高度な水準の専門的知見を有しており、本業務に求められる水準を達成できる唯一の者であるため。 根拠条文： 会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合	13,305,600	13,305,600	100%	

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公案)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数
第2回日西合同協力委員会の運営業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.6	株式会社JTB 東京都品川区東品川二丁目3番11号	8010701012863	日西合同協力委員会は、両国の観光当局、政府観光局、大使館、旅行会社、航空会社等が一堂に会し、双方の観光交流の拡大に向けた協議を行う場として、2025年1月に第1回がスペイン・マドリッドで開催された。 本業務の対象である第2回委員会は日本国が開催国であり、訪日スペイン人に人気の訪問先であり、更なる地方誘客促進を図る観点から、岐阜県岐阜市で開催する。 第2回委員会では、両国観光当局に加え、政府観光局、民間観光関係会社や自治体等が一堂に会し、継続的な両国観光交流の拡大等についての意見交換を行う予定である。また、岐阜県が主催する日西観光振興交流会及び観光地視察と連携し、両国の更なる観光交流活性化の機運醸成を行う予定である。 本事業では、本会合における会議等の運営全般に係る調達を行うことを目的としており、特にスペインとの国際会議の開催について専門的な知見や経験、創造的な企画力、日西の多岐にわたる関係機関との横断的な調整力及び突発事業への柔軟な対応力をもって、確実かつ最も効果的であって効率的に事業を実施できる高度な専門知識と調整能力を有する必要があるため、企画競争を実施したところである。企画競争を実施し、所定の審査を行った結果、当該法人の企画提案が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合	14,935,338	14,935,338	100%	
地域のMICE誘致力強化促進事業	支出負担行為担当官 観光庁次長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.22	株式会社JTBコミュニケーションデザイン 東京都港区芝三丁目23番1号	2010701023536	本事業は、国内地域のMICE開催地としてのポテンシャルの強化を図るため、地域の強みや中長期戦略を踏まえつつ、我が国の発信力となる質の高い開催モデルを創出し、他地域の参考となるよう取組内容を横展開し、国内全体に裨益させることを目的とする。 本事業の実施にあたっては、MICEの開催に関する高度な知識とネットワークを持ち、国際競争力向上の視点から調査・提言を行うことが求められる。 また、実証対象となる国際会議の実施内容の精査や主催者に対する経費の支出等の業務も含め、最も効果的、効率的な業務運営を目指すべく、これらの条件を満たす者から広く提案を募り選出することとした。 以上を踏まえ本業務につき、企画競争を実施し内容を評価した結果、当該法人の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合	359,228,290	359,228,290	100%	
地域の観光振興の効果測定に関する業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.5.7	株式会社三菱総合研究所 東京都千代田区永田町二丁目10番3号	6010001030403	本事業は、広域連携DMOが策定する広域的な戦略の下、新たな枠組みを構築し、地方誘客・需要分散の促進を図るところ、今後の取組に活用するため、これまで地域において講じられてきた観光振興策の有効性について調査・分析を行うことを目的としている。 本事業の実施に当たっては、データ分析に関して十分に知見のある担当者が、観光振興策による誘客・需要分散の効果を定量的に測るとともに、地域内の宿泊施設・観光人材の量と質、交通アクセス等の各要素が、旅行者の誘客にどのような影響を及ぼしているかを調査・分析することが求められる。また、調査・分析結果を今後、広域連携DMOが広域連携観光戦略を作成する際など地域の観光関係事業者等が参照できるように、分かりやすく、且つ要点をおさえて取りまとめる必要がある。本事業に係る企画競争において、上記の条件を踏まえて競争参加者の企画提案書の内容を審査した結果、2に掲げる事業者の企画提案書が特定されたことから、当該事業者と随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合	104,999,950	104,999,950	100%	

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数
質の高い消費と投資を呼び込むためのデジタルノマド誘客促進事業(調査事業)に係る事務局運営業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.5.12	株式会社JTB 東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター	8010701012863	本業務はデジタルノマドの招聘を通じ、受入環境の整備や情報発信を行うなど、今後のデジタルノマドの訪日ニーズに対応した好事例の創出及び効果等の可視化を図るとともに、関係者の自律的な取組に向けた仕組みづくりを行うものである。 本事業の実施にあたっては、多様なデジタルノマドの特性に知見があり、デジタルノマドの受入に関する高い専門知識と、モデル実証事業等に係る実施工程の管理補助・執行管理から経費の支払まで、一連の業務を的確かつ迅速に実施することができる業務体制を構築する能力が求められる。 一方、本業務を的確に実施し、十分な成果を得るための手法については、確立されたものはないことから、これらの条件を満たす者から広く提案を募り、選出することにより、最も効果的かつ効率的な事業運営を目指すため、企画競争を実施した。 その内容を評価した結果、当該法人の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文:会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合	70,883,000	70,883,000	100%	
持続可能な観光地域づくりに向けた観光DX推進事業	支出負担行為担当官 観光庁次長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.5.13	NTTドコモビジネス株式会社 東京都千代田区大手町二丁目3番1号	7010001064648	本業務は、地域一体での持続可能な観光地域づくりに向けて、観光DXの推進を通じて地方誘客、オーバーツーリズム対策、インバウンド消費拡大に取り組み地域全体の消費拡大、誘客・再来訪促進を図る、2種類のモデルの創出を目指し、取組を行うものである。 本業務の実施にあたっては、観光分野だけでなくデジタル分野等の多角的な業務知識、高度な分析能力及び確実な事業の履行体制を有する者から、斬新で優れたアイデアを広く募って選出するため、企画競争を実施した。 その内容を評価した結果、当該会社の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文:会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合	258,000,000	258,000,000	100%	
コンベンションビューロー等機能高度化促進事業	支出負担行為担当官 観光庁次長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.5.26	日本コンベンションサービス株式会社 東京都千代田区霞ヶ関1-4-2 大同生命霞ヶ関ビル	2010001033161	本事業は、国内CBへの有識者派遣といった伴走型支援や、海外研修機会の提供等を通じ、国内CBの人的機能を高度化させ、地方部のMICE誘致力強化を図ることとする。 本事業の実施にあたっては、MICEの誘致・開催に関する高度な知識とネットワークを持ち、国際競争力向上の視点からコンサルティングすることが求められる。 また、我が国及び各支援対象都市の現状を踏まえたトレーニング及びコンサルティングを行うため、MICE業界に関する精通した見識と確実な業務執行体制が確保されていることが必要である。加えて、MICEの特性を理解した上で、各業務を確実かつ速やかに実施することができる高度なスキルが求められる。 以上を踏まえ本業務につき、企画競争を実施し内容を評価した結果、当該法人の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文:会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合	79,750,000	79,750,000	100%	

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公票)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数
令和8年度DMO総合支援(広域連携観光促進)のための専門家派遣事業に係る事務局運営業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.5.29	株式会社ケー・シー・エス 東京都文京区小石川1-1-17	3011101040658	本事業では、登録DMO、候補DMOまたは地方公共団体に対し、専門家を派遣し、課題解決に向けた戦略の策定、好循環を創出する施策の展開、多様な地域の関係者の育成等の助言を通じ、旅行者の地域周遊・長期滞在を促進することを目的とする。 本事業の実施にあたり、派遣する専門家の経歴、実績及び資質を見極め、専門家の情報を管理し、提供できる状態を整える必要がある。その上で、要請団体の課題や実情を的確に把握し、適切に助言を行える専門家をマッチングし、派遣する能力を有する必要がある。 本事業に係る企画競争において、上記の条件を踏まえて競争参加者の企画提案書の内容を審査した結果、2に掲げる事業者の企画提案書が特定されたことから、当該事業者と随意契約を締結するものである。 根拠条文:会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合	14,996,719	14,996,719	100%	
外国人向け消費税免税制度の「リファンド方式」移行支援事業	支出負担行為担当官 観光庁次長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.6.1	株式会社JTBコミュニケーションデザイン 東京都港区芝三丁目23番1号	2010701023536	本業務は、外国人旅行者向け免税制度については、令和7年度税制改正により、令和8年11月1日から「リファンド方式」への見直し等が決定された。 令和7年度税制改正大綱で「新方式の施行に当たっては、空港等の混雑防止確保の観点から必要な環境整備等を行うほか、関係省庁において、業界団体等とも連携しながら周知・広報を行う」とされたところ、令和7年度は、制度の円滑な施行のため、免税店等への周知広報や免税店・旅行者に対しての説明チラシ、旅行者向けの動画作成等を行った。 本事業では令和8年11月の新制度移行に向けて、制度改正に伴う空港混雑の混乱を防止、外国人旅行者が快適に旅行できる環境の整備を行う。特に、旅行者の持ち出し確認手続の認知・順守を促進し、荷物引き戻しや出発遅延等の発生抑制につなげる周知・導線整備を図ることを目的とするものである。 本業務の実施に当たっては、免税制度の改正内容を踏まえ、空港港の動線や関係事業者との調整を前提とした周知広報の企画・運営を行うための専門的な知識・経験をもった人材が必要不可欠であるが、こうした人材を観光庁において確保・配置することは困難な状況であることから、上記業務を行うに当たり、国に対し支援を行う事業者を調達するため、企画競争を実施した。 その内容を評価した結果、当該会社の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文:会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合	79,349,106	79,359,106	100%	
令和8年度「能登半島地震からの復興に向けた観光再生支援事業」	支出負担行為担当官 観光庁次長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.6.5	株式会社JTB 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング23階	8010701012863	令和6年1月の能登半島地震に加え、同年9月の豪雨等で被害を受けた観光地全体の復興のためには、施設の復旧・事業継続等の措置に合わせて、観光施設・宿泊施設等が一体となった観光戦略の再構築・地域の魅力向上のための取組が必要である。 本事業の実施にあたっては、我が国の観光地の実情に精通していることが必要であるとともに、観光地に関する専門知識や高いスキル、各関係者との調整ノウハウを有していることが求められる。 本業務につき、企画競争を実施し内容を評価した結果、当該法人の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文:会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合	468,000,000	468,000,000	100%	

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数
令和8年度「特定複合観光施設区域の整備に関する計画」に関する調査等業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.6.10	ポストン・コンサルティング・グループ合同会社 東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号 日本橋室町三井タワー25階	2010001029085	令和5年4月、特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号。以下「IR整備法」という。)第9条第11項に基づき、「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」(以下「大阪IR計画」という。)の認定が行われたところである。IR整備法第37条第1項に基づき、国土交通大臣は、特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針(令和2年12月18日特定複合観光施設区域整備推進本部決定。以下「基本方針」という。))に即して、毎年度、大阪IR計画の実施の状況について評価(以下「実施状況評価」という。))を行わなければならないとされている。 また、適切な会計整理の実施や財務の収益性・安全性の把握等の観点から、IR整備法第28条の規定に基づき、認定設置運営事業者(以下「IR事業者」という。))は、財務報告書、内部統制報告書、四半期報告書等を国土交通大臣に提出することが必要となる。 本調査は、令和5年度に実施した「「特定複合観光施設区域の整備に関する計画」の実施状況評価等に関する調査業務」(以下「令和5年度調査」という。)、令和6年度に実施した「「特定複合観光施設区域の整備に関する計画」の実施状況評価等に関する調査業務」(以下「令和6年度調査」という。)、令和7年度に実施した「「特定複合観光施設区域の整備に関する計画」の実施状況評価等に関する調査業務」(以下「令和7年度調査」という。))や、令和6年度及び令和7年度に実施した実施状況評価の内容、国内外の情勢の変化及び最新の知見等を踏まえ、大阪IR計画の実施の状況について効果的に評価できるよう、必要な調査等を行うものである。また、財務、税制、会計等の専門的知識を踏まえ、令和7年度及び令和8年度の大阪IR計画の財務活動の収益性・安全性の分析等を行うものである。 また、国内外の情勢の変化及び最新の知見等を踏まえ、今後の区域整備計画の認定審査ができるよう、参考資料の作成等を行うものである。 本事業につき、企画競争を実施し内容の評価した結果、当該法人の企画提案が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文:会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合	109,681,000	109,681,000	100%	
R8年度「先駆的DMO」伴走支援事務局運営業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.6.11	株式会社日本旅行 東京都新宿区左門町16-1	1010401023408	持続可能な観光地形成に向け、司令塔となる観光地域づくり法人(DMO)を核として地域経営の視点に立った取組を推進し、地域全体の活性化を図ることが必要である。 観光立国推進基本計画(令和5年3月9日閣議決定)においては、地域全体の活性化等の取組を高水準で満たす、優良モデルとなるDMOの形成を目指す旨が盛り込まれており、令和7年度までにその候補となる「先駆的DMO」として、11法人を選定したところである。 本事業は先駆的DMOが観光地経営を行うにあたっての課題やその解決に向けた具体的な取組について支援し、支援を通じて得られた知見やノウハウ、その手法について、同様の課題を抱えるDMOの参考となるよう改善事例、優良事例として展開し、他のDMOの活動の質向上に役立てることを目的とするものである。 このため、本業務の実施にあたっては、派遣する専門家の選定や「先駆的DMO」の取組に対する進捗管理等において専門的な知識及び経験が不可欠である。 本業務につき、企画競争を実施し内容の評価した結果、当該法人の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文:会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合	266,344,340	266,344,340	100%	
地域観光資源の多言語解説整備促進事業に係る事務局運営業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.6.12	TOPPAN株式会社 東京都文京区水道1丁目3番3号	8010501050089	本事業は、我が国固有の様々な文化や自然などの魅力について、多言語解説整備推進を図るものである。また、関係省庁等と連携して多言語解説の専門人材の活用、派遣体制の構築、日本語原稿からの単純翻訳ではない英語解説文作成等の支援を行うと共に、中国語及び韓国語解説文作成の支援も実施する。 そのため、関係省庁等と連携して多言語解説の専門人材のリスト化、派遣体制の構築、日本語原稿からの単純翻訳ではない英語解説文作成等の支援、英語解説文作成に関するノウハウの蓄積を行うと共に、中国語及び韓国語解説文作成に関するノウハウの蓄積も実施する。また、事業実施にあたって、世界遺産や国宝・重要文化財、国立公園等をはじめとする地域の様々な観光資源について、訪日外国人旅行者にとって魅力的な解説文の更なる整備に資する方策に関する調査研究を実施することとし、その実施にあたっては、多言語解説整備に関する専門的な知識及び経験が不可欠である。 本業務の実施にあたっては、多言語解説整備に関して、経験及び高度な知見・能力を有する者による斬新で優れたアイデアを広く募り選出することにより、最も効果的、効率的に業務を遂行するため、今回の業務における成果を十分に獲得するに足る、最も優れた提案書を選択すべく、一般競争契約によらず、企画競争契約を実施した。 提出された企画提案書を審査した結果、当該法人の企画提案が特定されたため、当該法人と随意契約を締結する。 根拠条文:会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合	459,998,660	459,998,660	100%	

公共調達 の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数
地域の観光資源充実のための環境整備推進事業(地域資源の観光活用に係る調査)の事務局運営業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.6.15	一般社団法人全国農協観光協会 東京都千代田区外神田1-6-18	7010005005177	本事業の実施にあたっては、幅広い視点からの課題の把握及び具体的な提案を行うために、地域における歴史、食、自然及び文化等の観光資源の横断的な活用に関する幅広いノウハウや知見、専門家等との幅広いネットワーク、実証事業の進捗を適切に管理できるノウハウ等を有していることが必要である。 さらに、本事業における十分な成果を得るためには、確実な業務遂行体制とともに、課題抽出及び方針策定のための高度な分析力を有していることが必要であり、今回の企画競争参加資格を満たす事業者から、斬新かつ現実的なアイデアを広く募り、選出することにより、最も効果的、効率的な事業運営を目指すものである。 その内容を評価した結果、当該法人の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文:会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合	139,000,000	139,000,000	100%	
令和8年度 観光庁ウェブサイト改修業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.6.15	富士ソフト株式会社 神奈川県横浜市中区桜木町一丁目1番地	2010001246985	観光庁ウェブサイト https://www.mlit.go.jp/kankosho/index.html は、観光に関する国の取組を一般国民に伝えるための重要な手段としての役割を果たしており、信頼性が高く、分かりやすい情報提供が求められている。 本業務は、「ALAYA」で作成したテンプレートの改修、テスト環境の構築、及びクラウド環境へのリリースを行うものである。クラウド環境及びCMSの管理・保守は富士ソフト株式会社が行っており、当該環境の設定・運用手順・リリースフロー(コンテンツリリース、ALAYA設定、サーバーバックアップ取得、CDNキャッシュ削除等)を事前にサイトに安定稼働している。 他事業者が本業務を実施する場合、以下のリスク・制約が不可避である。 本番環境のアカウント管理及び権限設定を伴う作業が必要となるが、クラウド及びCMSの仕様上、限定的な権限付与が困難であり、誤作動によるサイト全体の障害発生リスクを伴う。 本番環境の管理コンソール及びCMSともに接続元を制限しているため、他事業者が作業を行うためには新規ネットワークの開放が必要となり、第三者からの接続を許容することで、セキュリティリスクの増加につながる。 即時反映が求められる改修において、ALAYAを用いたコンテンツのリリース、管理コンソール上でのCDNキャッシュクリア及びリリース時のシステムアラート監視作業が不可欠であり、現行の運用権限及び手順を熟知し、継続して運用を担っている保守事業者でなければ安全かつ確実な対応が困難である。 以上より、当該環境の設計・権限体系・運用フローを熟知する富士ソフト株式会社以外では、安全性・継続性・即応性を担保して業務を完遂することが困難であり、契約の性質上、競争に適さないと認められる。したがって、本業務は富士ソフト株式会社を相手方とする随意契約により実施することが適当である。 根拠条文:会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合	15,252,875	15,252,875	100%	
観光コンテンツの特続的供給に資する質的価値の維持向上事業に係る事務局業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.6.17	近畿日本ツーリスト株式会社 東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル36階	2010001187437	本事業では地域や観光コンテンツ事業者が品質の見える化を図り、観光コンテンツの質的価値を維持・向上しながら持続的な販売・供給を行う取組を推進するための調査業務を総合的に企画・実施する。 本事業の実施にあたっては、幅広い視点からの課題の把握及び具体的な提案を行うために、観光コンテンツを販売する商流や観光コンテンツの特性等に適合した戦略に関するノウハウや知見、専門家等との幅広いネットワーク、実証事業の進捗を適切に管理できる能力を有していることが必要であり、さらに、本事業における十分な成果を得るためには、確実な業務遂行体制とともに、課題抽出及び方針策定のための高度な分析力を有していることが必要であるため、企画競争参加資格を満たす事業者から、斬新で優れたアイデアを広く募って選出するため、企画競争を実施した。 その内容を評価した結果、当該会社の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文:会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合	59,979,980	59,979,980	100%	

公共調達 の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数
持続可能な観光の推進・普及啓発に向けた調査事業	支出負担行為担当官 観光庁次長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2－1－2	R8.6.22	合同会社デロイトトーマツ 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング	3010001076738	観光地における過度な混雑やマナー違反行為をはじめとする観光課題を未然防止・抑制し、住民の理解を得ながら持続可能な観光を推進することは、喫緊の課題である。 本事業では過度な混雑やマナー違反行為をはじめとする観光課題の未然防止・抑制を目的として、旅行者の行動変容や事業者の取組促進に向けたサステナブルツーリズムの普及啓発のための取組を実施する。具体的には、旅行先である地域への理解や住民への敬意、地球環境への配慮などを踏まえた適切な行動を旅行者に促すため、啓発ツールの開発・普及を目的とした実証事業を公募により募集し実施する。加えて、適切かつ効果的な情報発信方法の整理等を行う予定である。そのため、各地の地域課題に精通しつつ、様々な分野の有識者等との高度な調整能力を有していることが求められる。 以上を踏まえ、今回の事業については、事業趣旨を理解し、専門的知識を有する者から企画提案を募り、評価を行った上で採用し、提出された企画提案に基づいて仕様書を作成する方が、最も優れた成果を期待できるため、企画競争実施し、内容を評価した結果、当該法人が高い評価を得て特定されたため、随意契約を締結するものである。 根拠条文:会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合	79,656,500	79,656,500	100%	
地域一体となった持続可能な観光地経営推進事業	支出負担行為担当官 観光庁次長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2－1－2	R8.6.26	合同会社デロイトトーマツ 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング	3010001076738	持続可能な観光に世界的な関心が高まる中、我が国が世界の旅行者から選ばれる観光地となるために、地域の観光関連事業者等が連携し、観光客と地域住民の双方に配慮した長期的視点の観光地マネジメントを推進することが不可欠である。さらに、我が国として、2030年の訪日外国人旅行者数6,000万人、訪日外国人消費額15兆円といった政府目標の達成に向けて、地域における観光の影響はこれまで以上に大きくなることが想定され、引き続き持続可能な観光の推進に取り組む必要がある。 また、地域一体となった持続可能な観光地経営の推進に当たっては、地域住民の声を反映しながら、自治体、DMO、観光関連事業者、地域住民など、多様なステークホルダーが種別する場を設け、観光地としての価値を最大化しながら取り組むことが重要である。このため、本調査では、各地域の観光資源の魅力や課題、その原因等を可視化し、住民を含む多様な関係者の協働体制の下で、将来の観光地像を描き、施策やロードマップの策定へとつながる観光地経営のフロー・基盤の構築・強化するために必要な支援の在り方等について検討・調査することを目的とする。 この目的を達成するために、調査業務を運営する事務局(以下「事務局」とする)が、世界的な潮流を捉えた国際的な視点を有しつつ、国内での幅広いネットワークを有していること、多岐に渡る国際的な事例等の知見及び高度な分析能力を有していること、観光全般に関する実績を有していることが必要である。 また、本業務における十分な成果を得るためには、事務局が確実な業務遂行体制とともに効果検証及び分析事業に高度に精通していることが必要であり、今回の企画競争を満たす事業者から、斬新かつ現実的なアイデアを広く募り、選出することにより、最も効果的、効率的な業務運営を目指すものである。 以上のことから本業務の実施にあたっては、事業趣旨を理解し、専門的知識を有する者から企画提案を募り、評価を行った上で採用し、提出された企画提案に基づいて仕様を作成する方が最も優れた成果を期待できるため、企画競争方式により発注することが適切と考えた。観光庁企画競争実施要領に基づく企画競争を実施した結果、当該法人が特定されたため、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当することから、随意契約によることとした。 根拠条文:会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合	99,982,300	99,982,300	100%	
令和8年度観光レジリエンス実務者級会合の運営等業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2－1－2	R8.6.30	株式会社JTB総合研究所 東京都港区東新橋1－5－2 汐留シティセンター6F	9010001074645	新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより、観光セクターが大きなダメージを受け、観光の脆弱性が明らかになるとともに、世界各地では自然災害等により地域の観光地が打撃を受けることも頻発している。こうした状況を踏まえ、各国・地域の観光政策において、観光分野の強靱性・回復力、すなわち、観光レジリエンスの強化は優先事項のひとつであり、2027 年は国連によって「持続可能で強靱な観光の国際年」と定められている。 我が国は、2024年11月に、アジア・太平洋地域の枠組みにおいて初めてとなる、閣僚級国際会議である観光レジリエンスサミットを宮城県仙台市で開催し、観光レジリエンス向上に向けた取組の方向性を取りまとめた成果文書として「(仙台声明)」を採択した。本声明に基づく取組により実効性を持たせ、アジア・太平洋地域における連携を引き続き強化するために、2025年度においては観光レジリエンス実務者級会合を開催し、仙台声明の二つ目の柱である「危機や自然災害による影響の予防・最小化」について、ガイドライン・優良事例集をとりまとめたところである。 2027 年の国際年に向けて、アジア・太平洋地域における連携を日本が主導するとともに、観光レジリエンスの強化に向けた取組を国内外に発信し我が国のプレゼンスを向上図るため、2028年度も引き続き、仙台声明の二つ目の柱である「危機や自然災害による影響の吸収、回復過程の適応と変革」に関し観光レジリエンス実務者級会合を開催するとともに、ガイドライン・優良事例集のとりまとめを行うものである。 本業務では、関係各国及び各機関の政治情勢や観光政策の国際的な潮流等も熟知した上で、実務者級会合等の実施やガイドライン・優良事例集の作成に関するアイデアを広く募り選出し、また政策的に最も効果的な業務の運営実施を目指すためには、専門の事業者による企画の提案を募り、今回の業務における成果を充分に獲得するに足る、最も優れた提案書を選択すべく、企画競争を実施した。 そこで、内容を評価した結果、当該事業者の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 根拠条文:会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合	34,705,598	34,705,598	100%	

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

[illegible]

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

[illegible]

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

[illegible]

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

[illegible]

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

[illegible]

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

[illegible]

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

[illegible]

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

[illegible]

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

[illegible]

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

[illegible]